

事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱

平成11年7月 5日 決裁

平成12年6月 1日 改正

平成19年2月27日 改正

平成28年3月31日 改正

令和5年4月18日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第5項の規定に基づき、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる建物の占有者に対して行う指示及び指導について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業用建築物 次に掲げる建築物をいう。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物

イ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗

ウ 事業の用に供する部分の延床面積が500㎡を超える事務所又は小売店舗であって、かつ、多量の一般廃棄物を排出する事業者が占有し、又は所有する建築物

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導が必要と認める建築物

(2) 事業用建築物占有者 事業用建築物の占有者（事業者に限る。）をいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱における用語は、法において使用する用語の例による。

(事業用建築物占有者の責務)

第3条 事業用建築物占有者は、法第3条及び岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年岐阜市条例第12号）第4条の2の規定により一般廃棄物の減量及び適正処理を図らなければならない。

(事業用建築物の所有者の責務)

第4条 事業用建築物の所有者は、当該事業用建築物から排出される一般廃棄物の減量及び適正処理を図るに当たり、事業用建築物占有者に働きかけ、又は協力するよう努めるものとする。

(一般廃棄物管理責任者の選任)

第5条 事業用建築物占有者は、事業用建築物ごとに一般廃棄物管理責任者を選任し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 事業用建築物における具体的な一般廃棄物の処理計画及び一般廃棄物の処理に係るシステムの構築に関すること。

(2) 事業用建築物占有者及び従業員への一般廃棄物の減量及び適正処理並びに再生利用に係る指導及び啓発に関すること。

(3) 一般廃棄物保管場所（第7条第1項に規定する一般廃棄物保管場所をいう。）の管理に関すること。

(4) 事業用建築物の所有者、廃棄物処理業者（一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者をいう。）及び市との連絡調整に関すること。

2 一般廃棄物管理責任者は、当該事業用建築物から排出される一般廃棄物の状況を常時把握できる者で、事業用建築物占有者本人又は事業用建築物占有者

から一般廃棄物の管理に関する権限の委任を受けたものとする。

- 3 事業用建築物占有者は、第1項の規定により一般廃棄物管理責任者を選任したときは、次の各号に掲げる事業用建築物の区分に応じ、当該各号に定める日の属する年度の翌年度の5月31日（当該日が岐阜市の休日定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する休日でない日）までに、一般廃棄物管理責任者選任届（様式第1号）により市長に届け出るものとする。

- (1) 第2条第1項第1号ア又はイに該当する建築物 当該建築物において事業を開始した日

- (2) 第2条第1項第1号ウに該当する建築物 当該建築物において、事業の用に供する部分の延床面積が500㎡を超え、かつ、事業活動に伴い排出される一般廃棄物（し尿を除く。）が週標準量50キログラムを超えた日

- (3) 第2条第1号エに該当する建築物 市長が指定する日

- 4 事業用建築物占有者は、前項の規定により届け出た事項（この項の規定により変更を届け出た事項を含む。）のうち次に掲げる事項に変更があったときは、一般廃棄物管理責任者等変更届（様式第2号。以下「変更届」という。）により速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 建築物の名称、所在地又は所有者

- (2) 事業の内容

- (3) 一般廃棄物管理責任者の氏名、所属、住所、連絡先又は建築物の所有者との関係

- 5 事業用建築物占有者は、第3項の規定により届け出た事項（この項の規定により変更を届け出た事項を含む。）のうち前項各号に掲げる事項以外の事項に変更があったときは、当該変更の日後、次条の規定により一般廃棄物減量計画書を最初に提出する日までに、変更届により市長に届け出るものとする。

- 6 市長は、事業用建築物占有者が第1項の規定による一般廃棄物管理責任者の選任又は前3項の規定による届出を行わないときは、事業用建築物の所有者に当該選任又は届出に係る協力を求めるものとする。

（一般廃棄物減量計画書の作成）

- 第6条 事業用建築物占有者は、毎年、事業用建築物の一般廃棄物に係る減量及び適正処理の計画、一般廃棄物の処理の実績等について一般廃棄物減量計画書（様式第3号）を作成し、当該年の5月31日（当該日が休日と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する休日でない日）までに市長に提出するものとする。

（一般廃棄物保管場所の設置基準）

- 第7条 事業用建築物占有者は、事業用建築物若しくはその敷地又は当該事業用建築物に所在する事業所に、一般廃棄物の保管場所（以下「一般廃棄物保管場所」という。）を設置するように努めるものとする。

- 2 一般廃棄物保管場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。

- (2) 一般廃棄物を十分に保管できる規模であること。

- (3) 再生利用を目的とする一般廃棄物を区別できる構造であること。

- (4) 衛生的に管理できること。

- 3 事業用建築物占有者は、一般廃棄物保管場所にねずみ及びはえ、蚊その他の害虫が発生しないよう努めるものとする。

（リサイクル製品の利用促進）

- 第8条 事業用建築物占有者は、日常業務の中でリサイクル製品を優先使用することで、リサイクルの推進を図るものとする。

(指導の方法等)

第9条 市長は、第5条第1項の規定による一般廃棄物管理責任者の選任、第6条の規定による一般廃棄物減量計画書の作成、第7条第1項の規定による一般廃棄物保管場所の設置及び前条の規定によるリサイクル製品の利用促進に係る活動について、必要に応じて事業用建築物占有者に指導を行うものとする。

2 前項の指導は、相手方の承諾を得た上で、事業用建築物への立入調査等により行うものとする。

3 市長は、一般廃棄物減量計画書の内容の審査又は前項の規定による立入調査の結果、改善を求める必要があると認める場合は、書面により助言又は勧告を行うものとする。

(電子情報処理組織による届出等)

第10条 第5条第3項から第5項までの規定による届出及び第6条の規定による一般廃棄物減量計画書の提出については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱の改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

一般廃棄物管理責任者選任届

一般廃棄物管理責任者を選任したので、事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第5条第3項の規定により届け出ます。

(あて先) 岐阜市長	届出日 年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号

建築物	名 称	
	所 在 地	岐阜市
	所 有 者	
事業の内容		
一般廃棄物 管理責任者	氏 名	
	所 属	
	住 所	
	連 絡 先	電話番号 E-mail
	建築物の所有者 との関係	
	選任年月日	年 月 日

※ 上記の記載に変更があった場合は、事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第5条第4項の規定により、速やかに一般廃棄物管理責任者等変更届（様式第2号）を提出してください。

様式第1号（その2）（第5条関係）

建築物の概要			
建築物の規模	地上の階数		階
	地下の階数		階
	事業の用に供する部分の床面積の合計		m ²
一般廃棄物管理責任者が属する事業所の所在	建築物の全部 建築物の一部（ 階～ 階） 建築物以外		
外部利用者	小売業	1日の来客数	人
	旅館等	客室数	室
	学校	生徒数	人
	その他		
従業員数	職員		人
	パート・アルバイト		人
	合計		人
一般廃棄物保管場所	再生利用を目的とする一般廃棄物の保管場所	箇所	m ²
	上記以外の一般廃棄物の保管場所	箇所	m ²

建築物内関係者（他のテナント等）の名称（建築物内の所在）	

ビル管理会社の概要	
住所 〒	名称及び代表者の氏名
	担当者氏名
	電話番号

※ 上記の（その2）中の記載に変更があった場合は、事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第5条第5項の規定により、当該変更の日後、最初に一般廃棄物減量計画書を提出する日まで（毎年5月31日まで）に一般廃棄物管理責任者等変更届（様式第2号）を提出してください。

一般廃棄物管理責任者等変更届

一般廃棄物管理責任者選任届の記載事項に変更が生じたので、事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第5条第4項第5項の規定により届け出ます。

(あて先) 岐阜市長	届出日 年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 担当者氏名 電話番号 E-mail

1	変更事項	
	変更年月日	年 月 日
	変更内容	
	変更の理由	
2	変更事項	
	変更年月日	年 月 日
	変更内容	
	変更の理由	

※ 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又はこの様式を複数枚使用して記入してください。

一般廃棄物減量計画書

事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第6条の規定により一般廃棄物減量計画書を作成しましたので提出します。

(あて先) 岐阜市長	提出日 年 月 日
提出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒	提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号

今年度の具体的な計画及び目標

これまでの実績及び取組状況

リサイクル製品の導入状況

担当者（一般廃棄物管理責任者）	
担当者住所 〒	担当者氏名 電話番号 E-mail

様式第3号（その2）（第6条関係）

単位：トン

一般廃棄物の種類		年度実績 (前々年度)	年度実績 (前年度)	年度計画 (今年度)	収集運搬 業者名
新聞・チラシ・雑誌	発 生 量				
	うち資源化量				
段ボール	発 生 量				
	うち資源化量				
その他の紙類	OA 用紙	発 生 量			
		うち資源化量			
	OA 用紙以外の紙類	発 生 量			
		うち資源化量			
普通ごみ	生ごみ以外の普通ごみ	発 生 量			
		うち資源化量			
	生ごみ	発 生 量			
		うち資源化量			
ビン・カン・ペットボトル	発 生 量				
	うち資源化量				
発泡スチロール	発 生 量				
	うち資源化量				
繊維くず	発 生 量				
	うち資源化量				
粗大ごみ	発 生 量				
	うち資源化量				
上記以外の一般廃棄物 ()	発 生 量				
	うち資源化量				
発生量合計 (A)					
資源化量合計 (B)					
資源化率 (B/A)		%	%	%	

※ 産業廃棄物についての記入は、不要です。